平成２９年（フ）第５２０号
千葉県我孫子市湖北台３丁目５番19号（101号）　メゾンミヤコ　湖北Ⅰ
債務者　酒井麻衣子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７３６号
千葉県松戸市栄町西４丁目1159番地の３
債務者　原田　千夏
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７５６号
千葉県松戸市五香南１丁目２番地の１　ガーデンコート松戸五香511号
債務者　馬場　　浩
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７５９号
千葉県松戸市小根本162番地の１
債務者　神山　　保
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７８６号
千葉県我孫子市湖北台８丁目13番20号
債務者　遠藤　竜我
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８０２号
千葉県流山市南流山２丁目５番地の８　シャトルホワイト203
債務者　三河　裕之
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８４４号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目52番地５　ラプラス大津ケ丘101号
債務者　澤岡　明子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８６６号
千葉県柏市根戸471番地３　太陽館・北柏
債務者　沼邉　義光
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４７６号
静岡県藤枝市駿河台５丁目５番５－206号
県営駿河台西団地４棟
債務者　青木　達博
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９３０５号
東京都三鷹市野崎２丁目12―16　コーポきさらぎＢ―21
債務者　滝川　泰史
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３１７号
東京都昭島市拝島町３丁目９－１－211
債務者　須藤　圭子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３４４号
東京都足立区谷在家３丁目22―２－301
債務者　中村　寿男
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３５８号
東京都江東区大島５丁目５－15
債務者　田村　才子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３６０号
東京都墨田区八広１丁目８－７－105　中村荘
債務者　中村冨美子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３６５号
東京都足立区花畑６丁目27―18―207
債務者　高島　侑子（旧姓酒巻・高）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３６９号
東京都葛飾区西新小岩１丁目１－１－1207
債務者　山口　玲子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部